

「第 2 次飯塚市健康づくり計画」及び「第 2 次飯塚市自殺対策計画」
策定業務委託 実施要領

1.目的

現行の「第 1 次飯塚市健康づくり計画」及び「第 1 次飯塚市自殺対策計画」が令和 5 年度末で終期を迎えることから、次期計画の策定が必要となるため、この計画策定に必要な知識の提供及び技術支援等を得ることを目的とし、当該業務を受託する受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するための手続き等について定める。

2.業務概要

(1) 業務名称

「第 2 次飯塚市健康づくり計画」及び「第 2 次飯塚市自殺対策計画」策定業務委託

(2) 業務内容

別紙『第 2 次飯塚市健康づくり計画』及び『第 2 次飯塚市自殺対策計画』策定業務委託仕様書（以下、「業務仕様書」という。）のとおり

※「第 2 次飯塚市健康づくり計画」及び「第 2 次飯塚市自殺対策計画」の計画期間は 5 年間（令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで）とする。

※仕様書の内容は現時点での予定であり、今後、打ち合わせの中で変更する可能性がある。

(3) 履行期間

契約の締結日の翌日から令和 6 年 3 月 31 日まで

ただし、契約締結日の翌日から令和 5 年 3 月 31 日までは、業務の準備期間とし、実際の業務開始日は令和 5 年 4 月 1 日からとする。

(4) 履行場所

飯塚市地内

(5) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

3.見積限度額

合計 8,810,000 円（消費税及び地方消費税を除く）

ただし、次に掲げる各計画策定業務における見積限度額を超えないこと。

「第 2 次飯塚市健康づくり計画」策定業務…5,206,380 円（消費税及び地方消費税を除く）

「第 2 次飯塚市自殺対策計画」策定業務…3,603,620 円（消費税及び地方消費税を除く）

4.参加資格

次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
- (2) 飯塚市有資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されているものにあつては、飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱（平成 19 年飯塚市告示第 28 号）の規定に基づく指名停止期間中でないこと及び飯塚市競争入札参加者の指名保留基準に基づく指名保留期間中でないこと。また、名簿登載者以外の者にあつては、当該要綱の別表に掲げる指名停止措置要件に該当していないこと。
- (3) 福岡県暴力団排除条例（平成 21 年福岡県条例第 59 号）に規定する暴力団または暴力団員等でないこと。また、同条例「第四章暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」の規定に該当していないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをしているものでないこと。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (8) 法人格を有し、かつ本委託業務内容を十分に理解したうえで業務を円滑に遂行できること。
- (9) 福岡県内に本社、本店、支社、支店などの事業所を開設していること。
- (10) 過去 5 年以内（平成 29 年度から令和 3 年度）に福岡県内における自治体の健康増進計画または自殺対策計画の策定業務について実施実績があること。

5.本業務委託に関する所管・公募及び、手続き等の公表

本業務の所管課は健幸保健課とする。

- (1) 公募の期間及び手続等に関する資料の公表は、令和 5 年 2 月 15 日（水）からとする。
- (2) 申請手続等に関する資料の公表は、市公式ホームページに掲載する。

(URL) <https://www.city.iizuka.lg.jp/sangyo/proposal/index.html>

6.選定スケジュール

※日程については変更する場合がある。変更の場合は別途公開および通知するものとする。

内容	日程
公募の開始	令和5年2月15日(水)
質問票提出期限	令和5年2月22日(水)17時15分まで
質問票回答期限	令和5年2月27日(月)17時15分まで
参加表明書提出期限	令和5年3月1日(水)17時15分まで
提案書等提出期限	令和5年3月10日(金)17時15分まで
事前審査(参加希望者5者以上の時のみ)	令和5年3月14日(火)
事前審査結果通知(事前審査実施時のみ)	令和5年3月14日(火)
プレゼンテーション審査開始時間等通知	令和5年3月14日(火)※予定
プレゼンテーション審査	令和5年3月16日(木)※予定
審査結果公表及び通知	令和5年3月17日(金)※予定
契約締結	令和5年3月下旬 ※予定

7.質問方法

本業務に関する質問は、「様式第4 質問票」(以下「質問票」という。)に記入し、下記要領にて提出すること。なお、下記の要領以外での質問は一切受け付けない。

- (1) 質問票提出期限は、令和5年2月22日(水)17時15分までとする。
- (2) 質問は質問票の様式を用いて電子メールで提出すること。
- (3) 電子メールの表題は「プロポーザル質問票」とすること。
- (4) 質問票の形式はMicrosoft Word形式またはPDF形式とする。
- (5) 質問票は電子メールに添付し、「18.問い合わせ先」に記載のメールアドレスへ送信すること。
- (6) 質問票送付後は、メールで送信した旨を「18.問い合わせ先」に記載の連絡先へ必ず電話にて連絡すること。

8.回答方法

前項の質問に対する回答は、期限までに受け付けたすべての質問について市ホームページに掲載し、質問者には下記の要領にて電子メールにより回答する。

- (1) 回答は、令和5年2月27日(月)17時15分までに行う。
- (2) 質問者名は公表しない。
- (3) 電子メールの送信先は質問票に記載されたメールアドレスに送信する。
- (4) 回答期限を過ぎても電子メールが届かない場合は「18.問い合わせ先」に記載の連絡先へ電話すること。

9.参加表明書等の提出

プロポーザル参加希望者(以下「参加希望者」という。)は次の要領で第5号に掲げ

る「参加表明書（様式第1号）」（以下「表明書」という）等を提出し、その提出をもって本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

(1) 提出期限

令和5年3月1日（水）17時15分まで（必着）

※飯塚市の閉庁日を除く8時30分から17時15分までの間とする。

(2) 提出方法

持参または郵送（書留郵便など送付記録が残る手段に限る。）による。なお、持参する場合は事前に担当部署（「18.問い合わせ先」参照）へ開庁時間内に電話でその旨を伝え、飯塚市が指定する日時に持参すること。

(3) 辞退方法

表明書の提出後にプロポーザルの参加を辞退する場合は、令和5年3月10日（金）17時15分までに「様式第5号 辞退届」を飯塚市に提出することにより辞退を認める。提出の方法は前号と同様とする。

(4) 提出場所

「18.問い合わせ先」に記載する担当窓口へ提出すること。

(5) 提出書類・・・(提出部数)

- ① 参加表明書（様式第1号）・・・・・・・・・・1部
 - ② 会社概要書（様式第2-1号）・・・・・・・・・・1部
 - ③ 役員名簿（様式第2-2号）・・・・・・・・・・1部
 - ④ 業務実施体制（様式第2-3号）・・・・・・・・・・1部
 - ⑤ 業務実績調書（様式第3号）・・・・・・・・・・1部
 - ⑥ 会社概要（会社パンフレットなど任意）・・・・1部
 - ⑦ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（所轄法務局が提出日から3カ月以内に発行した現行と相違のないもの。写し可）・・・・・・・・1部
 - ⑧ 財務諸表（直近の決算のもの）・・・・・・・・1部
 - ⑨ 国税及び地方税の納税証明書（滞納がないことを確認できるもの。写し可）
・・・・・・・・1部
 - ⑩ 印鑑証明書（原本を添付）
・・・・・・・・1部
 - ⑪ 委任状（任意様式）※支店・営業所等を代理人とする場合・・・・・・・・1部
 - ⑫ 事前審査結果通知書の返信用封筒（返信先を記載し84円切手を貼った長3封筒）
・・・・・・・・1部
- ※⑦、⑨、⑩については、提出日以前3カ月以内に発行されたものに限る。
※名簿登載者については、③、⑦、⑧、⑨、⑩の提出は不要。

10.企画提案書等の作成及び提出

参加希望者は以下の要領で第 3 号に掲げる企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和 5 年 3 月 10 日（金）17 時 15 分まで（必着）

(2) 提出方法

持参または郵送（書留郵便など送付記録が残る手段に限る。）による。なお、持参する場合は事前に担当部署（「18.問い合わせ先」参照）へ開庁時間内に電話でその旨を伝え、飯塚市が指定する日時に持参すること。

(3) 提出書類

- ① 提案書（任意様式）
- ② 業務工程表（任意様式）
- ③ 業務の実施体系（任意様式）
- ④ 見積書（任意様式）

※「3.見積限度額」で示したように、「第 2 次飯塚市健康づくり計画」と「第 2 次飯塚市自殺対策計画」それぞれで見積限度額が設定されているので、提出する見積書には各計画の策定業務に係る見積額の内訳がわかるように必ず記載すること。費用は消費税を除くものとする。なお、見積書の合計金額は企画提案書（様式第 6 号）の見積金額と整合させること。

(4) 企画提案書の作成要領

- ① 仕様書の内容を反映した提案を行うこと。
- ② 本実施要領 14「審査基準及び配点」の評価項目（4～11）ごとに、必ず評価項目を見出しにして具体的な提案を行うこと。
- ③ 提案書は、趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述し、意思表示は明確にすること。
- ④ 提案書は、表紙・目次・本編で構成すること。文字は 11 ポイント以上を使用し、可能な限りわかりやすく平易な表現を用い、専門知識を有しない者でも理解できるよう留意すること。なお、白黒・カラーいずれでも可とする。
- ⑤ 提案書の本編は A4 板、横書き、長辺綴じ、30 ページ以内、両面印刷とする。ただし、図表等で必要な場合のみ A3 板を折り込んで作成しても差し支えない。
- ⑥ 提案書の表紙は企画提案書（様式第 6 号）とし、正本にのみ事業者の名称を記載すること。副本には事業者の名称その他事業者が特定される情報（ロゴマーク等）は記載しないこと。（写真等の資料にも記載がないことを確認すること。）
- ⑦ 提出部数は正本 1 部、副本 10 部とする。

(5) 提出場所

「18.問い合わせ先」に記載する担当窓口に提出すること。

11.審査方法

審査は、飯塚市職員で構成する「第2次飯塚市健康づくり計画」及び「第2次飯塚市自殺対策計画」策定業務事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）7名において行う。

(1) 事前審査

参加希望者が5者以上となった場合は、プレゼンテーション当日の審査時間の都合により審査対象を4者までに絞りこむために事前審査を実施する。事前審査は提案書等に基づいて審査委員会が書面審査し決定する。

(2) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査を実施し、審査委員会の審査の結果、合計点が最も高い参加希望者を受託候補者とする。

12.事前審査

(1) 事前審査実施の有無の連絡

事前審査を実施する場合は、令和5年3月14日（火）12時までに電話にて連絡する。実施しない場合については連絡を行わない。

(2) 実施日

令和5年3月14日（火）

(3) 結果通知

令和5年3月14日（火）17時15分までに審査結果を事前審査通過者にのみ電話にて連絡する。後日、参加希望者全員に書面により結果を通知する。

(4) 審査内容に対する問合せ及び異議申立

事前審査の内容に対する問合せについては回答を行わない。また、参加希望者は事前審査の実施後、不知または内容の不明を理由として異議申立てすることはできない。

13.プレゼンテーション審査

(1) プレゼンテーション審査は、令和5年3月16日（木）に実施する。開始時間は実施場所と合わせて令和5年3月14日（火）17時15分までに電話及び電子メールで通知する。

(3) 原則、プレゼンテーション審査の順番は提案書等の提出順とする。

(4) 参加人数は原則3名以内とする。

(5) プレゼンテーションにパソコン等の機器を使用する際には参加希望者が準備すること。ただし、それらを使用するための準備に要する時間は、プレゼンテーション審査開始前10分以内とする。なお、スクリーン及びプロジェクターについては飯塚市が準備する。

(6) 審査時間はプレゼンテーション20分以内、質疑応答は10分以内を予定とする。

- (7) プレゼンテーション及びヒアリングはスクリーンに表示させる資料及び説明並びに持ち物等について事業者名は伏せること。
- (8) プレゼンテーションの際、追加資料の提出は一切認めない。
- (9) プレゼンテーションは非公開とする。
- (10) 最高得点の者が複数いる場合は総合点より「審査項目3見積額」を除いた点数が最も高い者を受託候補者とする。それでもなお、同点数で並ぶ場合はくじ引きにより決定する。
- (11) 審査の結果、最高得点の提案者の総得点数が6割に満たない場合は選考対象とせず、再度公募することとする。
- (12) 審査の経緯・内容に関する問い合わせは、一切回答しない。
- (13) 特段の理由なく本市が別途指定するプレゼンテーション開始時間に遅れた場合は、失格とみなす。

14.審査基準及び配点

企画提案書及びプレゼンテーションによる審査基準及び配点は以下のとおりとする。

	審査項目	評価項目	評価事項	配点
1	業務履行能力	業務実績	本業務と同種又は類似業務についての過去の実績	10
2		技術者実績	本案件を受託した場合の主任技術者となる者が過去に同種又は類似業務（総合計画等）実績があるか	10
3	見積額	見積金額について	費用積算根拠が示され、見積額が内容に見合ったものであるか。	5
4	全体評価	本市の現状把握	本市の現状や取り巻く環境の変化などについて、計画に反映させられるような分析が的確にできているか。	10
5		提案内容の実現性	計画策定後の目標達成に向けた取組等の考え方が具体的に示されているか。	10
6	企画提案内容	業務体制	実施体制・管理責任者が明確化され、適切な人員配置が行われているか。受託者の役割が明確で、市の要請や協議に対して柔軟な体制がとられているか。	10

7		業務工程	業務を実施するにあたってのスケジュールが整理されており、具体性・実現性があるか。	10
8		関連計画との整合性	上位計画・関連計画等を踏まえた上で策定に向けての考え方や手法が示されているか。	10
9		市民意見募集	有効な市民アンケート調査の観点と手法、プロセスが示されているか。	10
10		新規性・創造性	計画策定にあたって、基礎調査や分析方法などにおいて新規性・創造性のある提案であるか。	10
11	個人情報保護	個人情報保護について	個人情報保護のために必要な対策がなされているか。	5
合計				100

15.失格事項

次のいずれかに該当する場合には該当参加者を失格とし、そのプロポーザル提案は無効とする。

- (1) 本実施要領 4 に記載の参加資格要件を満たしていない場合、または満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合。
- (3) 本実施要領で指定されている事項に反した場合。
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。
- (5) プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合。
- (6) 契約が締結できない又は締結の意思が認められない場合。
- (7) 本実施要領 3 に記載の見積限度額を超える見積額で提案された場合。
- (8) 公正に欠いた行為があったとして審査委員会が認めた場合。
- (9) 飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱（平成 19 年飯塚市告示第 28 号）の規定に該当する行為が認められた場合。

16.契約

本業務委託の契約については以下の内容で飯塚市契約規則に基づき受託候補者と締結する。

- (1) 契約締結前に、飯塚市と受託候補者の間で提案書との内容をもとに、具体的な

協議を行うものとする。なお、協議にあたっては、提案書等の内容の一部を修正する場合がある。

- (2) 受託候補者は、委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。但し、委託業務の一部を委託する場合については、あらかじめ飯塚市の承諾を得ること。
- (3) 受託候補者は、飯塚市契約規則に基づき、契約締結時に契約保証金を納めること。契約保証金の額は、契約金額の100分の10とする。
- (4) 受託候補者との協議が整い次第、速やかに契約の手続きを進めるものとする。
- (5) 受託候補者が、契約を辞退したときまたは、特別な理由により受託候補者と契約締結ができない場合は、「13.プレゼンテーション審査」で順位付けした参加希望者の順に契約交渉を行うものとする。

17.その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに伴う、提案書等の作成及び提出等それらに係る費用の一切は参加希望者の負担とする。
- (2) 提出された全ての書類は返却しない。また提出後の差替え及び追加、削除は認めない。
- (3) 提出された提案書等は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 企画提案書の著作権は当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、飯塚市と契約に至った者が作成した企画提案書については、飯塚市が必要と認める場合には飯塚市はその一部または全部を無償で使用することができる。
- (5) 参加者は本プロポーザル実施後、不知または内容不明を理由として異議申立てすることはできない。
- (6) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 提出された提案書等については、飯塚市情報公開条例第8条第1項第2号によるものを除き、原則公開とする。
- (8) 審査の経緯・内容に関しては公開しない。
- (9) 提案書等に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国および日本国以外の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は参加希望者が負うものとする。
- (10) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

18.問い合わせ先

〒820-8605 福岡県飯塚市忠隈 523 番地

飯塚市役所 市民協働部 健幸保健課（担当：山下、山崎）
電話番号：0948-22-0380（内線 2163）Fax：0948-25-8994
メールアドレス kenkou-h@city.iizuka.lg.jp